

〇〇〇〇〇〇〇〇〇公的文書を（部分的にも）市民が知る事ができないのは不自然とも言える。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) いじめ重大事態調査報告書は、いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったかなど、重大事態に至る事実関係を明確にするために行うものである。本件調査報告書は、その調査結果を記したものであり、被害生徒及び加害生徒（以下「被害生徒等」という。）の詳細な行動、発言、心情などが記載されている。これらの情報が公開されれば、個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第7条第2号に基づき非公開の取扱いとするものである。
- (2) 当該事案が発生した地域は、非常に人口も少なく、地域内に中学校が〇校、高校が〇校しかない状況であり、濃密な人間関係が構築されるような狭いコミュニティであると考えている。この事案について、地域での関心が非常に高い状況であり、仮にマスクングをして一部公開ということであっても、地域住民等にはその中身が分かってしまうおそれがある。また今後の地域での人間関係を考慮した際に、公開することで被害生徒等の人間関係の再構築が一層困難になる。
- (3) 平成29年3月に文部科学省が「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しており、その後、作成する調査報告書については、公開を前提にということと考えなければならないが、本件調査報告書はガイドラインが策定される前に作成しているものであり、公表することを前提に作っていないので、公開するということとは考えていない。
- (4) 全体を通して条例第7条第2号に該当するとして非公開という判断をした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関がいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態として、平成〇〇年〇月に〇〇高校から報告を受け、平成28年7月20日付で作成をした「いじめ重大事態調査報告書」である。

(3) 部分公開の可否について

実施機関は、本件調査報告書が全体を通して条例第7条第2号に該当し、非公開という判断をしたと説明をしているが、条例第8条第1項に規定されているとおり、原則公開の趣旨から、公開請求のあった公文書に非公開情報が記録されている場合でも、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは公開可能な部分だけでも公開することが求められる。なお、条例第8条第1項ただし書きにより、非公開部分を除いた残りの部分に有意の情報が記録されていないと認められる限りは必ずしも公開の対象とする必要はないが、「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開部分を除いた残りの部分がそれ自体としては無意味な文字、数字、符号のみであると客観的に認められる場合等をいう。

当審査会で本件調査報告書を見分したところ、本件調査報告書には、被害生徒等の個人に関する情報が多分に含まれていることが認められた。一方で、学校設置者や学校の対応、所見等の情報の中には、個人に関する情報が含まれていない部分も認められ、それらの情報は被害生徒等の個人情報と容易に区分できるものであり、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとは言えず、有意の情報でないとも認められない。

したがって、本件調査報告書に被害生徒等の情報が多分に含まれているとしても、そのことをもって条例で定める非公開情報に該当しない情報をも非公開とすることは妥当ではなく、部分公開により可能な限り公開すべきである。

以下、対象公文書に記載されている情報が条例第7条第2号に該当するか否かについて判断する。

(4) 条例第7条第2号について

本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。

また、個人のプライバシーの概念は抽象的であり、その具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報は非公開とすること、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めたものである。

(5) 条例第7条第2号該当性について

ア 特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの

条例第7条第2号に規定する「他の情報」とは公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報等であり、特別な調査をしなければ入手し得えないような情報は、基本的には「他の情報」には含まないものである。

しかしながら、当該個人情報の内容や性質等によっては、一般人を基準として個人識別性を判断すると個人の権利利益の保護が不十分となる場合があり、そのような場合には、特定の情報を有する関係者も基準に含むべきと解される。

本件調査報告書は、特定の生徒に対するいじめ事案についての調査結果をまとめたものであり、その内容には被害生徒等及びその保護者などの関係者（以下「保護者等」という。）の行動、心情等が詳細に記載されている。また、当該いじめ事案の発生した地域は、学校数や人口が少なく、地域住民の間で濃密な人間関係が構築されるような狭いコミュニティであるという実施機関の説明は否定できない。これらを考慮すると、保護者を含む学校関係者や地域住民であれば被害生徒等を特定し得るという場合においては、被害生徒等の権利利益

を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであり、個人識別性の判断は慎重に行うべきと判断する。

したがって、本案件においては「他の情報」に地域住民等が有する情報、又は通常入手し得る情報も含めて、個人識別性の判断をすべきである。

上記判断基準によって判断すると、被害生徒等が所属する学校名や部活動名、部活動顧問等の教職員名などの別表に掲げる情報は、地域住民等が有する情報、又は通常入手し得る情報と照合することにより被害生徒などの特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当すると判断する。

一方で、いじめ再発防止のための取り組みを推進する措置等の今後の同種の事態の発生防止に資するような記述であって、特定の個人を識別することができないものについては条例第7条第2号には該当せず、公開が妥当である。

イ 特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

「権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連するようなもので、公開された場合に当該個人の心情にどのような影響を与え、その影響がその者の権利利益を害するおそれがあるものとして客観的に認められるものであるかということによって判断することになる。

本件対象公文書にはいじめの事実の解明の中で、諍いや対立の実情などいじめの状況について詳細に記載されており、その中には被害生徒等及び保護者等の心情、行動などの詳細な情報も含まれている。これらの情報は、通常他人に知られたくない機微な情報であって、本人の人格に密接に関連する情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、当該個人の権利利益を害するおそれのある情報である。またそのような情報が公開されることにより、被害生徒の立ち直り、加害生徒の反省、当事者間の関係修復等の支障となるなど、被害生徒等の成長が阻害されるおそれも認められる。

したがって、いじめ行為の内容に関する詳細な記述等のうち被害生徒等及び保護者等の心情などに関連する情報で、別表に掲げる部分は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

※行数：上からの数、表題・項目名を含む。字数：句読点・記号を含む。（ ）はそれぞれ1文字

頁	公開しない部分
3	「学校名」、「性別」、「年度」、「学期」、「部活動名」、「教育委員会名」、「教育事務所名」 4行目 30文字目から5行目 22文字目まで
4	「学校名」、「年度」、「年」、「月」、「日にち」、「教育委員会名」、「教育事務所名」 31行目 7文字目から8文字目まで 10文字目から11文字目まで 13文字目から14文字目まで
5	「学校名」、「教職員名」、「年」 1行目 7文字目から8文字目まで 10文字目から11文字目まで 3行目 7文字目から8文字目まで 10文字目から11文字目まで 27行目 7文字目から28行目 7文字目まで 28行目 31文字目から29行目 24文字目まで 31行目 18文字目から26文字目まで
6	26行目 15文字目から27行目 21文字目まで
7	「学校名」
8	「学校名」、「部活動名」、「教職員名」、「年度」 7行目 35文字目から8行目 8文字目まで 29行目 32文字目から31行目 15文字目まで
9	「教職員名」、「日にち」 7行目 26文字目から9行目 1文字目まで 17行目 6文字目から35文字目まで 20行目 5文字目から7文字目まで 12文字目から28文字目まで 28行目 15文字目から16文字目まで 29行目 11文字目から13文字目まで 35行目 28文字目から29文字目まで
10	「年度」、「月」、「日にち」、「教育委員会名」、「学校名」、「教職員名」 3行目 24文字目、33文字目 14行目 1文字目から15行目 21文字目まで 18行目 7文字目から14文字目まで 19文字目から35文字目まで 21行目 3文字目から最後まで 29行目 31文字目から30行目 26文字目まで 34行目 27文字目から35行目 38文字目まで

頁	公開しない部分
11	「年」、「日にち」 1行目 4文字目から 12文字目まで、36文字目 3行目 17文字目 5行目 1文字目から 8文字目まで 16行目 22文字目から 38文字目まで 20行目 10文字目から 40文字目まで 27行目 9文字目、16文字目、23文字目 30行目 1文字目から 16文字目まで 32行目 16文字目から 29文字目まで 33行目 31文字目から 34行目 26文字目まで 34行目 33文字目から 35行目 6文字目まで 36行目 38文字目から 37行目 13文字目まで
12	「部活動名」、「性別」、「学校名」、「日にち」 3行目 37文字目から 4行目 37文字目まで 8行目 34文字目から 9行目 16文字目まで 12行目最後の文字から 13行目 4文字目まで 22行目 4文字目から 23行目 11文字目まで 23行目 23文字目から 32文字目まで 25行目 26文字目 30行目 27文字目から 32行目 33文字目まで 32行目最後の文字
13	「年」、「教育委員会名」、「学校名」、「日にち」、「部活動名」 8行目 3文字目 28行目 17文字目から 29行目 29文字目まで 36行目最後の文字
14	1行目 1文字目から 3文字目まで 2行目 23文字目から 31文字目まで 16行目 34文字目から 17行目 22文字目まで 17行目 32文字目から 36文字目まで 18行目 26文字目から 28文字目まで
15	34行目 23文字目
16	「月」、「部活動名」、「学校名」 10行目 16文字目 11行目 26文字目 30文字目から 12行目 4文字目まで
17	「学校名」 13行目 1文字目から 25文字目まで 15行目 25文字目から 29文字目まで 17行目 13文字目から 15文字目まで 18行目 7文字目から 9文字目まで 20行目 17文字目、29文字目 21行目 2文字目
19	「学校名」、「教育委員会名」、「教育事務所名」
22	「学校名」、「部活動名」、「教育委員会名」

頁	公開しない部分
23	「学校名」、「教育委員会名」、「教育事務所名」、「年」、「月」、「日にち」
24	「学校名」、「教育委員会名」、「年」、「曜日」、「部活動名」、被害生徒の「性別」、「生年月日」、「年齢」、「保護者・家庭の状況」 22行目2文字目から18文字目まで 25行目2文字目から15文字目まで 26行目9文字目から34文字目まで
25	「部活動名」、「性別」、「年齢」、「年度」 31行目32文字目から32行目4文字目まで
26	「部活動名」、「競技名」、「年」、「学校名」 12行目14文字目から21文字目まで
27	6行目19文字目から7行目8文字目まで
28	「学校名」
29	「教職員名」、「学校名」、「部活動名」 30行目28文字目から31行目15文字目まで 32行目11文字目 33行目9文字目
31	「教育委員会名」、「学校名」、「部活動名」、「年度」、「年」 11行目5文字目から11文字目まで 31行目6文字目から34行目9文字目まで
32	「学校名」、「教育委員会名」、「町名」、「競技名」
33	「学校名」、「部活動名」、「年度」、「年」、「曜日」、被害生徒の「性別」、「生年月日」、「年齢」、「保護者・家庭の状況」 19行目8文字目
34	「日にち」、「月」、「登校日数」、「欠席日数」 3行目24文字目から32文字目まで 5行目2文字目から6行目最後まで 7行目8文字目から15文字目まで 12行目26文字目から13行目最後まで 14行目2文字目から15行目最後まで 16行目2文字目から17行目最後まで 19行目17文字目から29文字目まで 29行目7文字目、11文字目から12文字目まで
35	加害生徒の「性別」、「年齢」 12行目1文字目から12文字目まで
36	「日にち」、「曜日」、「部活動名」 13行目1文字目から12文字目まで
37	2行目2文字目から7行目最後まで 10行目から22行目まで 24行目から35行目まで 37行目最後の文字

頁	公開しない部分
38	「学校名」、「教育委員会名」、「部活動名」、「競技名」 1行目 1文字目 21行目 5文字目から7文字目まで 31行目 21文字目 32行目 11文字目
39	「学校名」、「年」、「日にち」、「曜日」、「部活動名」 17行目 9文字目から13文字目まで 27行目 1文字目から4文字目まで 28行目 12文字目から20文字目まで 30行目 9文字目から17行目まで
40	「学校名」、「教育委員会名」、「部活動名」、「日にち」、「曜日」 3行目 1文字目から9文字目まで 9行目 8文字目から11文字目まで 19行目 1文字目から9文字目まで 21行目 1文字目から9文字目まで 24行目 1文字目から9文字目まで 25行目 9文字目から12文字目まで 27行目 1文字目から9文字目まで 28行目 9文字目から最後まで 33行目 9文字目から17文字目まで
41	「曜日」 1行目 9文字目から最後まで 6行目 1文字目から9文字目まで 7行目 9文字目から最後まで 13行目 1文字目から9文字目まで 15行目 9文字目から最後まで 17行目 全部 20行目 9文字目から最後まで 22行目 1文字目から9文字目まで 23行目 9文字目から最後まで 24行目 12文字目から最後まで 26行目 1文字目から4文字目まで 27行目 16文字目から最後まで 28行目 16文字目から最後まで 29行目 13文字目から16文字目まで 32行目 1文字目から2文字目まで 33行目 15文字目から最後まで 34行目 15文字目から最後まで 35行目 全部 36行目 1文字目から9文字目まで 37行目 8文字目から最後まで

頁	公開しない部分
42	<p>「曜日」、「地名」</p> <p>2行目 12文字目から最後まで</p> <p>4行目 8文字目から最後まで</p> <p>7行目 8文字目から最後まで</p> <p>8行目 9文字目から最後まで</p> <p>9行目 9文字目から最後まで</p> <p>10行目 9文字目から最後まで</p> <p>12行目 9文字目から最後まで</p> <p>15行目 9文字目から最後まで</p> <p>16行目 11文字目から 12文字目まで</p> <p>18行目 9文字目から 12文字目まで</p> <p>19行目 1文字目から 2文字目まで</p> <p>21行目 1文字目から 2文字目まで</p> <p>22行目 9文字目から最後まで</p> <p>23行目 1文字目から 9文字目まで</p> <p>25行目 9文字目から最後まで</p> <p>27行目 9文字目から最後まで</p> <p>30行目 9文字目から最後まで</p> <p>32行目 全部</p> <p>33行目 9文字目から最後まで</p> <p>34行目 9文字目から最後まで</p> <p>35行目 12文字目から 17文字目まで</p>
43	<p>「学校名」、「曜日」</p> <p>3行目 23文字目から 26文字目まで</p> <p>4行目 20文字目から 31文字目まで</p> <p>5行目 1文字目から 11文字目まで</p> <p>6行目 1文字目から 12文字目まで</p> <p>8行目 9文字目から 14文字目まで</p> <p>9行目 9文字目から最後まで</p> <p>11行目 9文字目から最後まで</p> <p>12行目 15文字目から最後まで</p> <p>13行目 3文字目から最後まで</p> <p>14行目 17文字目から最後まで</p> <p>15行目 3文字目から 16文字目まで</p> <p>17行目 9文字目から最後まで</p> <p>19行目 11文字目から 16文字目まで</p> <p>20行目 5文字目から 6文字目まで、 17文字目から最後まで</p> <p>21行目 2文字目から 5文字目まで</p> <p>22行目 3文字目から最後まで</p> <p>23行目 全部</p> <p>24行目 10文字目から最後まで</p> <p>25行目 1文字目から 6文字目まで</p> <p>27行目 9文字目から 14文字目まで</p> <p>29行目 9文字目から 17文字目まで</p> <p>30行目 23文字目から 25文字目まで</p> <p>31行目 8文字目から 11文字目まで</p> <p>34行目 11文字目から最後まで</p> <p>36行目 1文字目から 9文字目まで</p>

頁	公開しない部分
44	「学校名」、「教育委員会名」、「教育事務所名」、「曜日」 11行目 全部 18行目 11文字目から20文字目まで
45	「学校名、教育事務所名」、「教育委員会名」、「部活動名」 6行目 21文字目から26文字目まで 12行目 12文字目から20文字目まで 26行目 14文字目から27行目最後まで 30行目 30文字目
46	「学校名」、「部活動名」、「年度」、「曜日」 3行目 32文字目から6行目 12文字目まで 11行目 30文字目 34行目から35行目まで
47	「学校名」、「部活動名」 1行目 9文字目から17文字目まで 21行目 28文字目 34行目 33文字目 35行目 8文字目
48	「学校名」、「教育委員会名」、「教育事務所名」、「年」 6行目 19文字目、21文字目 9行目 1文字目から10文字目まで 24行目 27文字目から25行目 6文字目まで 28行目 2文字目から10文字目まで
49	「学校名」、「教職員名」、「教育事務所名」、「年」 20行目 22文字目から27文字目まで 21行目 13文字目から18文字目まで 24行目 8文字目から20文字目まで

(諮問第146号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成29年 2月16日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成29年 2月28日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成29年 3月23日	審査請求人から意見書を受理
平成29年11月16日 (審査会第1回目)	審議
平成30年 1月18日 (審査会第2回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成30年 2月16日 (審査会第3回目)	審議
平成30年 3月29日 (審査会第4回目)	審議
平成30年 4月19日 (審査会第5回目)	審議
平成30年 5月17日 (審査会第6回目)	審議
平成30年 6月21日 (審査会第7回目)	審議
平成30年 7月12日 (審査会第8回目)	審議
平成30年 8月27日 (審査会第9回目)	審議
平成30年 9月27日 (審査会第10回目)	審議
平成30年10月26日 (審査会第11回目)	審議
平成31年 1月25日	島根県情報公開審査会が実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
和久本 光	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	H30.4.21まで
木村 美斗	行 政 書 士	H30.4.22から